

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税・都市計画税の課税標準額の特例措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す区域（以下「滞在快適性等向上区域」という。）において、市町村による公共施設の整備等と併せて、土地所有者等が、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、以下の特例措置を講じる。</p> <p>①民地のオープンスペース化に係る課税の特例 オープンスペース化した土地（※1）及びその上に設置された償却資産（※2）の課税標準額を5年間1/2に軽減</p> <p>②建物低層部のオープン化に係る課税の特例 低層部の階をオープン化（※改修に限る）した家屋（※3）について、不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分の課税標準額を5年間1/2に軽減</p> <p><対象施設> （※1）土 地：道路、通路、公園、緑地、広場等 （※2）償却資産：芝生、ベンチ、樹木、噴水、街灯等 （※3）家 屋：食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設等</p> <p><税制特例の適用要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月31日までに整備すること。 事業実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産であること。 <p>・ 要望の内容 ○上記※2の償却資産に「電源設備、給排水設備、無線設備、冷房設備、暖房設備」を加える。 ○市町村と地域のまちづくり団体との官民協働の取組を支援するための措置を講じる。 ○本特例措置の適用要件に定める期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。</p>		
（関係条文）	<p>都市再生特別措置法第46条 都市再生特別措置法施行規則第11条の2、第11条の3</p> <p>地方税法附則第15条第43項 地方税法施行令附則第11条第48項 地方税法施行規則附則第6条第79項、第80項、第81項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ー （ ▲3.3 ） [平年度] ▲0.3 （ ▲33.2 ）</p> <p>[改正増減収額] ー</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>多様な人々の出会い・交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出することで、まちの魅力向上・活性化を図り、都市の再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>生産年齢人口の減少やソーシャルキャピタルの低下に対応するためには、社会経済の多様化の兆候を捉え、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出を推進することや、地域における人々の交流を促進し、人間中心の豊かな生活を実現することが重要であり、今後の都市には人々を惹き付け・交流させる新たな魅力や空間が求められている。</p> <p>また、新型コロナ危機を契機として、快適で良質なオープンスペースや歩行空間等の重要性が再認識され、そのニーズが高まっていることから、都市にゆとりをもたらすオープンスペースをより一層充実することが求められている。</p> <p>これらのニーズに対応するため、行政・民間が持つ様々なストックを活用しながら、官民が一体となって多様な人々が集う交流・滞在空間を創出し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出する必要がある。</p> <p>加えて、新型コロナ危機を契機に生じた人々の価値観・ライフスタイルの多様化に対応するためには、市民一人ひとりの多様なニーズに対応したまちづくりを進めることが今後一層重要となる。特に、快適な屋外空間で働くニーズや身近な屋外空間で運動するニーズが高まっており、今後、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出するためには、これらの新たに生じたニーズに対応した施設の整備を進め、より人々を惹き付ける魅力的な空間を創出することが必要である。</p> <p>これを踏まえ、新型コロナ危機を契機に高まっている屋外空間活用のニーズに対応するため、本特例措置の適用対象施設を拡充した上で、適用期限を延長し、引き続き「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を強力に推進していくことが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《政府の方針》</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2021】（令和3年6月18日閣議決定） 道路や公園等の都市インフラや民間施設の利活用等を通じ、ゆとりがあり居心地が良く歩きたくなるまちづくりを推進する。</p> <p>【成長戦略フォローアップ 2021】（令和3年6月18日閣議決定） 地域経済の活性化や多様な働き方・暮らし方の実現に向けたコンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブルなまちづくりを推進するため、都市インフラや民間施設の利活用とデジタル技術の活用等について検討し、2022年中に所要の制度的措置を講ずる。</p> <p>【まち・ひと・しごと創生基本方針 2021】（令和3年6月18日閣議決定） 地域経済の活性化や多様な働き方・暮らし方の実現に向け、都市インフラや民間施設の利活用とデジタル技術の活用等を通じて、コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブルなまちづくりを推進する。</p> <p>《国土交通省の政策体系》</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出のために一体型滞在快適性等向上事業が実施された市町村数について、令和11年度までに累計30市町村とする。</p> <p>※一体型滞在快適性等向上事業 市町村による公共施設の整備等と一体的に、土地所有者等が行う民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化に関する事業</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出のために一体型滞在快適性等向上事業が実施された市町村数について、令和5年度までに累計9市町村とする。
政策目標の達成状況	<p>「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出のために一体型滞在快適性等向上事業が実施された市町村数について、令和3年度までに4市町村をすることを目標としていたところ、令和3年度までに同事業を実施する見込みの市町村数は6市町村であり、目標値を上回る水準で推移する予定である。</p> <p>令和4年度以降も実施予定の事業が現時点で複数あり、今後も増加することが考えられることから、引き続き、それらの事業の確実な実施を支援し、目標を達成することを目指す。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（適用件数）</p> <p>令和4年度： 6件 令和5年度： 9件</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置を講じることにより、滞在快適性等向上区域内において実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等を行う土地所有者等に対し、一定の権利の制限及び追加コストの発生に見合うインセンティブを与えることにより、その実施を推進する効果がある。</p> <p>これにより、多様な人々が集う交流・滞在空間（＝「居心地が良く歩きたくなる」まちなか）を創出することで、まちの魅力向上・活性化を図り都市の再生を推進することができる。</p>

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	令和4年度予算概算要求額 【補助金】都市再生・地域再生整備事業費 都市再生推進事業費 まちなかウォークラブル推進事業3億円 【交付金】社会資本整備総合交付金7,441億円の内数
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	本特例措置は、滞在快適性等向上区域における公共空間の拡大・質の向上に寄与する民間 所有の土地の開放・施設の改修等を行う取組みを対象としている。 本特例措置は、土地の開放等により生じる一定の権利の制限及び管理等に係る追加コストの 発生にもかかわらず、公益的な取組を継続的に実施することに対してインセンティブを与える ことを目的として措置されていることから、主にランニングコストの軽減に寄与するもの であり、イニシャルコストを対象とする予算措置とは明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の 妥当性	本特例措置の対象は、滞在快適性等向上区域において、まちの魅力向上のため、公共空間の 拡大・質の向上に寄与する取組に限定されており、まちの魅力向上・活性化を図り、都市の 再生を推進するという政策目的の達成のための確かつ必要最低限の措置である。

	年度	適用件数		減収額（万円）	
		固定資産税	都市計画税	固定資産税	都市計画税
		令和2年度	1	1	17
税負担軽減措置等の適用実績	<p>出典：滞在快適性等向上区域を設定済みである市町村に対するヒアリング ※令和2年度創設のため、令和元年度以前は実績なし</p> <p>本特例措置は、滞在快適性等向上区域において、公共空間の拡大・質の向上に寄与する民間所有の土地の開放・施設の改修等を行う取組みを行う土地所有者等に対して一律に適用されるものであり、特定の者に偏った適用となるものではない。また、設定した政策目標に対して、適用実績は想定の範囲内と考えられる。</p>				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本特例措置を講じることにより、滞在快適性等向上区域内において実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等を行う土地所有者等に対し、一定の権利の制限及び追加コストの発生に見合うインセンティブを与えることにより、その実施を推進する効果がある。</p> <p>これにより、多様な人々が集う交流・滞在空間（＝「居心地が良く歩きたくなる」まちなか）を創出することで、まちの魅力向上・活性化を図り都市の再生を推進することができる。</p>				
前回要望時の達成目標	<p>「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出のために一体型滞在快適性等向上事業が実施された市町村数について、令和3年度までに累計4市町村とする。</p>				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出のために一体型滞在快適性等向上事業が実施された市町村数について、令和2年度に同事業が実施された市町村数は1市町村、令和3年度に同事業が実施される見込みの市町村数は5市町村であり、目標値を上回る水準で達成する見込みである。</p> <p>※上記のほか、『一体型滞在快適性等向上事業着手の前々年度から前年度までの地価変動率が継続されるものと仮定した場合、一体型滞在快適性等向上事業着手の翌々年度の地価の実績値がその値を上回っている地区の割合が9割以上』という目標を設定しているが、現時点では算出困難。</p>				
これまでの要望経緯	令和2年度 創設				